

静情審第56号
平成20年3月24日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会長 田中克志

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成19年11月2日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成18年6月30日入院患者動向調査の集計結果の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第156号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事が非開示とした「平成 18 年 6 月 30 日入院患者動向調査の集計結果(全県)」及び「平成 18 年 6 月 30 日入院患者動向調査の集計結果(病院別)」のうち、当該集計結果(全県)及び当該集計結果(病院別)の表題及び調査項目並びに病院番号及び整理番号、当該集計結果(全県)の担当室名及び担当名並びに当該集計結果(病院別)の病院名及び担当名のうち公務員等の担当名は開示すべきである。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 19 年 7 月 16 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定により、静岡県知事(以下「実施機関」という。)に対し、「2006 年 10 月実施の「精神科病院入院患者の動向調査」の集計結果(全県集計及び病院別集計結果)」の開示を請求し、平成 19 年 7 月 17 日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、「平成 18 年 6 月 30 日入院患者動向調査の集計結果(全県)」(以下「本件公文書 1」という。)「平成 18 年 6 月 30 日入院患者動向調査の集計結果(病院別)」(以下「本件公文書 2」という。)及び「全県調査結果図表」を特定した。
- (3) 平成 19 年 7 月 25 日、実施機関は、(2)の公文書のうち、本件公文書 1 及び本件公文書 2 を、条例第 7 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号に該当するとの理由で非開示とし、「全県調査結果図表」は開示するとした部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成 19 年 9 月 22 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成 19 年 9 月 25 日、実施機関はこれを受け付けた。
- (5) 平成 19 年 9 月 26 日、実施機関は、行政不服審査法第 15 条第 1 項に規定する記載事項について記載漏れや不明確な点があり、不適法であるとして補正命令を行った。
- (6) 平成 19 年 10 月 10 日、異議申立人は、補正命令に基づく異議申立書を送付し、平成 19 年 10 月 11 日、実施機関は、当該異議申立書を受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち非開示とした部分を取り消し、本件公文書 1 及び本件公文書 2 の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 昨年策定された静岡県障害福祉計画は、当該動向調査を基に退院可能精神障害者を 1285 人とし、県下市町ごとに数値目標を設定し、各市町に平成 23 年度までの数値目標の達成を求めている。しかし、市町にとっては、具体的な情報が知ら

されないため、退院後の地域での社会復帰施設等の受け皿の必要数及び支援策の検討は着手できないものであり、場合によっては調査が生かされないこととなるおそれがある。

したがって、市町ごとの障害福祉計画の実効ある推進のため、当該動向調査で退院促進支援事業の対象とすることが可能（必要）と回答のあった 1191 人の内訳として、「通算入院期間」、「症状」及び「退院時の居住地」については、少なくとも条例第 8 条に基づく部分開示を求める。

- (2) 大阪府精神保健福祉審議会は、平成 11 年 3 月に行った答申の中で「精神病院における社会的入院は、精神障害者に対する人権侵害」と位置づけ、大阪府では、平成 12 年 4 月から「社会的入院解消研究事業」が開始された。国においても平成 15 年 4 月から「退院促進支援事業」が開始された。
- (3) 日本の精神科病院の人権侵害が、国際的な批判にさらされ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正をせざるを得なくなった宇都宮病院事件、大阪での退院促進支援事業のきっかけとなった大和川病院事件等々の不祥事は、行政も病院も情報開示を積極的に行わなかったことが、ひとつの原因と指摘されている。そうした精神科病院での不祥事の再発を防ぐためにも、精神科病院の情報は積極的に公開されるべきである。

今回情報開示を請求した当該動向調査の集計結果は、条例第 8 条第 2 項の規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除き、条例第 7 条第 2 号ただし書イの人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるから開示すべきものである。病院によっては、年報で、患者が特定されない形で、当該動向調査よりも詳しい分析をして公開しているところがある。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律は、第 2 条の国及び地方公共団体の義務及び第 4 条の精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮において、国及び地方公共団体は「精神保健の向上のための施策を講じ」、医療施設の設置者は「地域住民等の理解と協力を得るように努めなければならない」と規定している。実施機関は非開示理由として、当該動向調査の集計結果を開示することで、地域の偏見や誤解を招き、誤った評価を与え、病院経営に不都合をもたらす、さらに県の業務執行に支障を来すおそれがあるとしているが、上記精神保健福祉法の条文の趣旨を十分踏まえるならば、いずれも開示しないとした理由にあたらなるとものであると考える。
- (5) 県内精神科病院は、いずれも開院後相当の日時を経ており、地域住民にとってそれぞれの精神科病院の存在や内容は承知されていると考えられる。したがって、地域住民は、精神科病院を利用する患者についてのおおよその認識はあると考えられ、病院に対する地域の偏見や誤解を招くことは考えられない。
- (6) 実施機関は、非開示理由で情報開示により病院経営に不都合をもたらすとしているが、当該動向調査の集計結果には、入院している患者の状況が記載されているだけであり、病院の医師が何人であるとか、経営がどうであるとかの記載があるわけではないので、条例第 7 条第 3 号の事業活動情報には該当しない。

- (7) 今回の調査に係る各精神科病院長あての依頼文書には、任意提供情報に該当する表現が見当たらず、該当しないと思料される。また、今回の調査は、実施機関が、静岡県精神科病院協会に対し、口頭により非公開を条件に任意の協力を求め実施したとしているが、その事実関係が明らかではない。
- (8) 実施機関は、任意提供情報の情報を公開すると静岡県精神科病院及び各精神科病院との信頼関係を損なうことで、退院促進支援事業の実施が困難となるだけではなく、精神保健福祉の向上に支障を来すと主張するが、退院促進支援事業は精神科病院の協力のみで行えるものではなく、病院医療に偏らない地域ケア体制の整備が必要である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性

本件公文書2は、性別、生年月日、入院形態、入院年月日、疾患名を基本として、入院者については調査時点での病状、精神障害者保健福祉手帳の所持、精神障害を支給事由とする年金の受給状況、出身地、退院を想定した場合に本人が希望する福祉サービスの種類などが記載されており、退院者については退院に至った転帰、退院後の居住地、退院後に利用する福祉サービスの種類などが病院を単位として記載されている。

本件公文書1は本件公文書2をつなぎ合わせたものであり、記載内容は同様である。

これらは、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にするにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）該当性

精神科病院にとっては、長期入院患者がいると、非開示とした公文書に、入院患者の通算入院期間や疾患名が単に記載されているだけで、各患者の細かい症状や事情、各精神科病院が長期入院患者を抱えることに至る歴史的な背景や我が国における精神科医療などの事情が記載されていないため、当該病院の精神科医療に対する不信や治療に対する疑念などの偏見や誤解を招くことで、誤った評価を与え、当該病院の経営に不都合をもたらすおそれがあることから、当該病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、平成18年6月30日入院患者動向調査は、実施機関が、静岡県精神科病院協会に対し、病院ごとのデータは公開しないことを条件とすることを口頭で伝えた上で、各精神科病院の任意の協力により実施したものであって、これらの情報は、法人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであることから、非公開特約付きの任意情報提供に該当する。

(3) 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）該当性

当該調査は、公開しないことを条件に、各病院の任意の協力で行ったものであり、公開した場合には、静岡県精神科病院協会及び各精神科病院との信頼関係を損なうことにより、静岡県における精神障害者の退院促進支援事業を実施し、その推移を評価するために必要となる来年度以降の調査の継続が困難となることのみならず、さらには、今後、県が行う精神保健福祉業務の遂行において、広く協力が得られなくなることで、支障を及ぼし、もって精神保健福祉の向上に支障を来すおそれがある。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書 1 及び本件公文書 2 について審査した結果、以下のよう
に判断する。

(1) 本件公文書 1 及び本件公文書 2 の性質及び内容

厚生労働省が、平成 14 年に実施した「患者調査」に基づき、全国で約 7 万人
いると推計（静岡県では 1,253 人いるとされた）した受入条件が整えば退院可能
な精神障害者の解消を図るとの方針を示したことに伴い、実施機関では、受入条
件が整えば退院可能な精神障害者の退院を支援する精神障害者退院促進支援事
業を、平成 19 年度から実施することとした。

そこで、当該事業を実施するにあたり、静岡県における退院可能精神障害者の
実態及び処遇の状況を明らかにすることで、事業対象者数を把握するとともに、
退院後の地域での受け皿（社会復帰施設等）の必要数及び支援方策の検討をする
ことを目的として、実施機関は、平成 18 年 10 月、県内の精神科の入院病床を有
する 39 病院を対象に、平成 18 年 6 月 30 日を調査基準日とする「静岡県・精神
科病院入院患者の動向調査」を実施した。

当審査会において、本件公文書 1、本件公文書 2 及び実施機関の意見書に添付
された静岡県・精神科病院入院患者の動向調査記入要領を見分したところ、本件
公文書 1 及び本件公文書 2 は、当該調査に基づき、各精神科病院から提出された
調査票を全県又は病院別にとりまとめた集計結果表であり、具体的には、次に掲
げる調査項目及び各調査項目に応じた患者個人ごとの情報が記載されている。

ア 本件公文書 1 及び本件公文書 2 の共通記載事項

(ア) 分類

- a 病院番号 調査対象の 39 病院の病院コード
- b 整理番号 入院患者に対し直近の入院期間の長い（入院年月日）順に番号
を付設したもの

(イ) 6 月 30 日の状況 調査基準日現在に入院している患者の状況

- a 性別 性別
- b 生年月日 生年月日
- c 年齢 年齢
- d 年齢階層 0 歳～19 歳、20 歳～39 歳、40 歳～64 歳、65 歳～の 4 区分の
別
- e 入院形態 措置入院、医療保護入院、任意入院、その他入院の 4 区分の別

- f 入院年月日 入院年月日
- g 入院期間
 - (a) 月数 月数
 - (b) 直近 直近の入院期間で8区分の別
 - (c) 通算 通算の入院期間で8区分の別
- h 保険 入院費用負担区分で公費負担、生活保護、医療保険、その他の4区分の別
- i 疾患名 アルツハイマー病の痴呆、血管性痴呆などの16区分の別
- (ウ) 調査時の状況 調査時に入院している患者の状況
 - a 病状 精神症状についての6区分の別
 - b 能力障害 生活日常能力の程度についての5区分の別
 - c 介護 要介護度の認定状況についての10区分の別
 - d 手帳 精神障害者保健福祉手帳の所持状況についての6区分の別
 - e 年金 精神障害を支給事由とする年金の給付状況についての6区分の別
 - f 出身地
 - (a) 圏域 県の健康福祉センターの圏域の11区分の別
 - (b) 市町 出身市町について県外、不明を含めての44区分の別
 - g 家族 退院時を想定した場合に、親族に期待できる協力内容についての7区分の別
 - h 希望社会資源
 - (a) 居住 患者本人が希望する(想定される)居住支援についての10区分の別
 - (b) 日中 退院後の日中活動の場として患者本人が希望する(想定される)ものについての10区分の別
 - (c) 訪問 退院後の居宅での日常生活支援として患者本人が希望する(想定される)ものについての6区分の別
 - (d) 移動 退院後に、通院や公共サービスの利用手続きを行うために外出する際に必要な支援として患者本人が希望する(想定される)ものについての5区分の別
 - i 課題 退院を進めるにあたっての課題についての9区分の別
 - j 社会復帰指導 社会復帰のために取り組んでいることについての10区分の別
 - k 事業 退院促進支援事業を実施することについての可能(必要)困難(不要)判断できないの3区分の別
 - l プログラム 退院促進支援事業が可能(必要)である場合の同事業で取り上げてもらいたい項目についての9区分の別
- (I) 退院時の状況 調査基準日以降、調査日までに退院(死亡を含む。)した患者の状況
 - a 転帰 退院の理由についての5区分の別
 - b 入院形態 措置入院、医療保護入院、任意入院、その他入院の4区分の別

- c 病状 精神症状についての7区分の別
- d 能力障害 生活日常能力の程度についての6区分の別
- e 介護 要介護度の認定状況についての10区分の別
- f 手帳 精神障害者保健福祉手帳の所持状況についての6区分の別
- g 年金 精神障害を支給事由とする年金の給付状況についての6区分の別
- h 居住地
 - (a) 圏域 県の健康福祉センターの圏域の11区分の別
 - (b) 市町 退院時の居住地(市町)について県外、不明を含めての44区分の別
- i 家族 親族の協力内容についての7区分の別
- j 利用社会資源
 - (a) 居住 本人が希望する(想定される)居住支援についての10区分の別
 - (b) 日中 退院後の日中活動の場として本人が希望する(想定される)ものについての10区分の別
 - (c) 訪問 退院後の居宅での日常生活支援として本人が希望する(想定される)ものについての6区分の別
 - (d) 移動 退院後に、通院や公共サービスの利用手続きを行うために外出する際に必要な支援として本人が希望する(想定される)ものについての5区分の別

イ 本件公文書1の記載事項(上記アの共通記載事項は除く。)

(ア) 病院名 実施機関の担当室名

(イ) 担当 実施機関の担当者名

ウ 本件公文書2の記載事項(上記アの共通記載事項は除く。)

(ア) 病院名 病院名

(イ) 担当 病院の担当者名

(2) 非開示情報の該当性について

実施機関は、本件公文書1及び本件公文書2について、条例第7条第2号(個人情報)、第3号(事業活動情報)及び第6号(事務又は事業に関する情報)の非開示情報に該当するとして、非開示としたので、以下において検討する。

ア 条例第7条第2号該当性について

(ア) 本件公文書1及び本件公文書2の表題及び調査項目については、条例第7条第2号には該当しない。

(イ) 上記(1)アの本文公文書1及び本文公文書2の共通記載事項には、各病院の調査基準日である平成18年6月30日現在に入院していた患者個人ごとの情報が記載されており、これらの記載内容は、全体として条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、氏名の記載はないが、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。また、同号のただし書のいずれにも該当しない。

なお、異議申立人は、条例第7条第2号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められ

る情報であると主張するが、同号ただし書イは、個人情報を開示することにより保護される利益と非開示にすることにより当該個人情報として保護されるべき利益を比較衡量し、前者が後者を優越する場合に開示することを定めたものである。

当該共通記載事項には、入院患者の疾患名や病状等個人の極めて機微に触れる情報が記載されており、このような情報を一般に開示してまで、保護する利益があるとは認められず、条例第7条第2号ただし書イには、該当しない。

(ウ) 上記(1)イの本件公文書1の記載事項の(ア)病院名欄に記載された実施機関の担当室名については条例第7条第2号には該当しない。また、(イ)担当欄に記載された実施機関の担当者名については条例第7条第2号本文に規定する特定の個人を識別することができる情報であるが、同号ただし書ウに規定する公務員等の職務遂行に係る情報であるため、同号には該当しない。

(I) 上記(1)ウの本件公文書2の記載事項の(ア)病院名欄に記載された病院名については条例第7条第2号には該当しない。また、(イ)担当欄に記載された県立病院などの公立等病院の担当者名については、条例第7条第2号本文に規定する特定の個人を識別することができる情報であるが、同号ただし書ウに規定する公務員等の職務遂行に係る情報であるため、同号には該当しない。

しかし、公立等病院以外の担当者名については、当該病院の従業員の情報であって、条例第7条第2号本文に規定する特定の個人を識別することができる情報であり、同号のただし書のいずれにも該当しない。

イ 部分開示の可否について

条例第7条第2号の情報が記録されている場合には、条例第8条第2項の規定により、当該情報について、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示することとされているので、以下、部分開示の可否を検討する。

(ア) 上記(1)アの本件公文書1及び本件公文書2の共通記載事項のうち、(1)6月30日の状況のa性別、b生年月日、c年齢及びe年齢階層、(ウ)調査時の状況のf出身地並びに(I)退院時の状況のh居住地は、個人識別部分であることから、部分開示の対象とすることはできず、非開示とすることが妥当である。次に個人識別部分を除いた部分であって(ア)分類のa病院番号及びb整理番号以外の部分は、入院患者の疾患名、入院期間、病状、能力障害の程度、入院形態、退院時の家族の協力状況、退院時の患者本人が希望する（希望が想定される）居住の支援などのほか、調査時に入院中の患者にあっては退院促進支援事業実施の可否、退院者にあっては退院の理由等のみだりに他人に知られたくない個人の機微に触れる情報であり、当該部分を公にすれば、個人識別部分を除いたとしてもなお当該個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、部分開示ができず、非開示とすることが妥当である。

ただし、(ア)分類の a 病院番号及び b 整理番号の部分は、個人識別部分を除けば、これを公にしても、一般に特定の個人を識別することができるとは認められず、また、当該個人の権利利益が害されるおそれがあると認められないため、部分開示が可能である。

- (イ) 上記(1)ウの本件公文書 2 の記載事項のうち、公立等病院以外の担当者名については、当該病院の従業員の個人識別情報であり、部分開示ができず、非開示とすることが妥当である。

ウ 条例第 7 条第 3 号又は第 6 号該当性について

上記イにおいて非開示とすることが妥当であると判断した部分については、条例第 7 条第 3 号又は第 6 号該当性を判断するまでもないので、同条第 2 号に該当しない部分（上記イで部分開示が可能であると判断した部分も含む。）の同条第 3 号又は第 6 号該当性について、以下検討する。

- (ア) 本件公文書 1 及び本件公文書 2 の表題及び調査項目、本件公文書 1 の病院名欄に記載された実施機関の担当室名及び担当欄に記載された実施機関の担当者名並びに本件公文書 2 の病院名欄に記載された病院名及び担当欄に記載された公立等病院の担当者名は、いずれも条例第 7 条第 3 号又は第 6 号の非開示情報に該当しないことは明らかであるので、開示が妥当である。

- (イ) 本件公文書 1 及び本件公文書 2 の分類の病院番号及び整理番号の部分が開示されると、平成 18 年 6 月 30 日現在の当該病院の入院患者数が明らかになるが、そのことが、当該病院の評価につながり、当該病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められないし、当該部分の情報だけであれば、その部分について、非公開特約付きの任意提供情報とすることが合理的であるとは認められない。

また、当該部分の情報を開示することで、静岡県精神科病院協会及び各精神科病院からの協力が得られなくなるとまでは考えられない。

したがって、条例第 7 条第 3 号又は第 6 号には該当せず、開示が妥当である。

よって「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

(別記) 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 19 年 11 月 2 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 19 年 11 月 19 日	審議	第 203 回
平成 19 年 12 月 10 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 19 年 12 月 27 日	審議	第 204 回
平成 20 年 1 月 24 日	審議	第 205 回
平成 20 年 2 月 20 日	審議、異議申立人から意見を聴取した。	第 206 回
平成 20 年 3 月 24 日	審議 (答申)	第 207 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等 (氏名は、五十音順)

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 203 回 ~ 第 207 回
興 津 哲 雄	弁護士	第 203 回 ~ 第 207 回
児矢野 マリ	静岡県立大学 国際関係学部准教授	第 203 回、第 204 回、 第 207 回
佐 藤 登 美	静岡県看護協会 会長	第 203 回 ~ 第 207 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 203 回 ~ 第 207 回
根木 真理子	静岡大学 教育学部教授	第 203 回 ~ 第 207 回